○議長(斉藤 重君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(斉藤 重君) 日程第9、議案第9号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長(齋藤文彦君) 議案第9号は、松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について であります。

詳細は担当課長をして説明します。

(健康福祉課長 石田正志君 提案理由説明)

○議長(斉藤 重君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

- ○2番(福本栄一郎君) ちょっとこれは副町長にお尋ねしますけれども、これは国民健康保険税条例の一部を改正する・・、いま健康福祉課長が説明しましたけれども、これは事務分掌としましては、税務課の範疇じゃないですか。その辺をお伺いいたします。
- ○副町長(松本忠久君) いま保険税の課税事務につきましては健康福祉課の方が所管しておりますので、そういう意味で提案の担当課は健康福祉課ということでやらせていただいております。納税につきましては、税務課でやっております。
- ○2番(福本栄一郎君) 所掌事務は、いわゆる賦課、徴収は税務課だと思ったんですが、所掌事務を変えたんですか。
- ○副町長(松本忠久君) 賦課については健康福祉課国保担当の方でやっております。それで、 徴収の方については、税務課の方で担当ということです。
- ○2番(福本栄一郎君) わかりました。賦課が健康福祉課で徴収は税務課ということで、わかりました。

なぜ聞きたいかというのは、今まで5期を9期にするということですけれども、いま担当課 長の方で平準化して負担を減らすということはわかりますけれども、その半面、税務課長は来 ておりませんので、いわゆる滞納処理になりますと事務が煩雑化してくるのではないかと・・、確かに、平準化した方が負担が軽いというのもありますけれども、役場側としてみれば、納期が遅れると何日以内に、税法で督促状を出したり、請求書を出したり、ひいては差押えということがありますけれども、こういったことになってきますと、非常に事務が煩雑化になりはしないかということが1点と、それから、納期が遅れてくると、滞納者に対する・・、いわゆる資格証明書を発行するという側面があると思うんですよ。その辺を2点教えていただけませんか。

○副町長(松本忠久君) 確かに、納付書をそれだけ回数を多く出すわけですので、事務が煩雑になりますが、一方、納税者の立場に立ちますと、細かく払っていただくというようなことから、一度にお金を用意しなくてもいいというメリットがあります。

大変徴収率も上がらないということで苦慮しておりまして、多少事務が煩雑になるとしても、 納めやすい形を取る方がベターだろうというようなことから、今回こういった形にさせていた だくということでございます。

当然資格証明につきましても、きめ細かな指導をしているわけですので、その辺も納付予約とか、そういったことでやっている場合があるわけでございますけれども、その場合でも納期が短くても、多くても、その資力に応じて一生懸命払っていただくということで指導を進めてまいりたいと思います。

- ○10番(鈴木源一郎君) ちょっとお聞きしますが、この改正によって、わが町の税収、13年度の税収の影響はどんなふうになりますか。3種類のアップがあるわけですけれども、そこのところを説明いただいて、なお、西伊豆町は一般会計から毎年次繰り入れて、税の軽減化を図っているという話を聞くわけですが、どんなふうにわが町の国保当局は考えておりますか。そこも説明いただきたいと思います。
- ○健康福祉課長(石田正志君) 改正した場合の影響ということですが、まず最初だと思いますけれども、これは25年度の税額から対象になるわけですけれど、現在の税率で計算した場合でございますが、限度額・・、所得は前年比98パーセントという見込みでやっております。その場合の見込みは、医療分で約12万6000円、件数としては、対象者の件数はゼロです。影響する件数はありません。

そして、後期分の方で、件数としましては5件減りまして、増額分が34万3000円ほど、介護分が件数で12件減少で、増額が56万7000円ほどというような数字は一応計算上は出ております。

西伊豆町の一般会計からの繰入金ですが、西伊豆町は22年度まで繰り入れております。これ

はこのあいだの、3月1日の時の資料の一番最後のページに資料を付けてありますが、それを 見ていただければわかりますが、西伊豆町は22年度まで、23年度は繰り入れていないようでご ざいます。

ちなみに、河津町も松崎町と同じように過去3年間は赤字補てんの繰り入れをしていないような状況でございます。西伊豆町はどうしてそうしたかは、それぞれの市町の事情があると思いますので、その辺はちょっと説明は控えさせていただきます。

○10番(鈴木源一郎君) はじめの問題のこの50万円を51万円にアップするというと、年間 の影響はわずか12万円というような低い算定になりますか。やっぱりひと月じゃなくて、年次。 驚きましたね。

だけど、西伊豆町と松崎町は、もとは松崎町の方が低くて、ああいう国保の高いところとは一緒に合併は難しいなという議論をしていた時期があったわけですが、それが変わってきて、今度は反対になってきているという話を聞くわけです。やっぱり22年度までは毎年次繰り入れるということをしてきて、そういう事態になったということでとらえていいわけですか。説明してください。

- ○副町長(松本忠久君) 西伊豆町が一般会計から法定の繰り入れを超えて、独自に繰り入れたというのは、たぶん合併の時の資産勘定でどっちが積立金が多い少ないということで、すり合わせをやったわけですね。そんな関係で、基金はたくさんあるんですが、そういった地均しをするために繰り入れたというような経過も聞いておりますので、必ずしも・・、西伊豆町と賀茂村が合併したわけです。その時に・・、一般会計なんかもそうですが、基金の持ち分が違うじゃないかというようなことで、それを地均しをしようというようなことがありまして、そんな関係から、保険の財政的な問題というよりは、地均し的なことで繰り入れていたというような話も聞いております。
- ○議長(斉藤 重君) ほかにございませんか。
- ○1番(藤井 要君) 先ほどから聞いておりますと、5期に分けていたのが9期にということで、そして、収納するのがしやすくなるというようなことはわかりますけれども、金額的な面から言って、そんなに変わらないというようなことを考えますと、あれですかね。かなり収納率が悪いということがいまあるわけですか。
- ○健康福祉課長(石田正志君) まず、限度額というのは、年間・・、当然上限ですので、算定しますと、それ以上の方もそこでストップという意味ですよね。限度額というのは。

納期につきましては、確か、先ほど言いました1期あたりの負担額、それと、更正等があった

場合の精算等のやり繰りで負担もかかるということもありまして、当然国保税だけじゃなくて、 介護とか、ほかのものも時期によっては重なるわけですので、そういった中で、負担感を減らし たいということです。

収納率のことをおっしゃいましたが、国保税の収納については、23 年度並みで推移はしておりますが、そんなに高いというレベルの推移ではないと思います。やっぱり収納率をもうちょっと上げるべきだなという考えはあります。

- ○1番(藤井 要君) 県では収納率が86パーセントくらいということになっていると思うんですけれども、この9期にすることによって、目標とすると90とか、松崎町は95とか、それくらいになるとお考えのわけですか。
- ○健康福祉課長(石田正志君) 収納率の当町の目標としましては、普通徴収については、92パーセントを考えているわけですが、結果的にどうなるかわかりませんが、少しでも納税がしやすくなるのではないかという考えで、今回9期にさせてもらいたいということです。
- ○2番(福本栄一郎君) ちょっと、いまの藤井議員との関連ですけれども、いま 5 期から 9 期で、確かに、事務局がいうには納税者の方に負担が軽く・・、これはよくわかるんです。だけど、ある面で民法的にいいますと、いわゆる期限の利益、5 期でいきますと、1 月分を納めれば 5 月まで 4 カ 月間、執行猶予ではないけれど、期限の利益というのがあるわけですよね。滞納ではありませんと。

今度は9期になると、例えば7月に納めて、8月・・、1カ月しか期限の利益がないわけですよね。すぐに滞納ですよと。わかりますか。期限の利益ということ。いわゆる猶予をもたせる時間が・・、旧の5期でいくと、例えば1月で納めれば次の納期が5月でしょう。4カ月間は滞納がなくてもいいわけでしょう。

今度は9期になると、7月、8月。9月と1カ月ずつですと、もう1カ月、お金を支度しているあいだにすぐ納期が来ちゃって、滞納ですよと。この辺のことは考えたことがあるんですか。

○副町長(松本忠久君) 税ですので、納めていただくのが原則でございます。だから、納める人になるべく有利になるような仕組みを作っていかないとまずいと思うんです。

納めない人が有利になるようなシステムというのはちょっとこれはあんまり賛成できないと いうように考えます。

○議長(斉藤 重君) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(斉藤 重君) 質疑がないようでございますので、質疑を終結したいと思いますが、こ

れにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斉藤 重君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

- ○10番(鈴木源一郎君) 本案に反対いたします。本案は、いま議論したように、50万円を51万円に・・、そういう限度額をアップするという改正で、確かに、国保の会計の状況は補正予算でも説明がこの後あると思いますけれども、基金が底をつくと、本当に底をつくという事態のようではありますので、そういう点ではどうにもやりようがないというような面があるわけですが、町によっては、一般会計から毎年次繰り入れるというような対応をして、高負担を抑えるということがやれている町もあるわけですから、そういう方向が解決の道だろうというふうに思いまして、私は本案に反対であります。
- ○議長(斉藤 重君) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
- ○3番(佐藤作行君) 本案に賛成いたします。限度額を50万円から51万円、13万円から14万円、10万円から12万円にそれぞれアップするということですが、これは、主に赤字を減少させて、低所得者あるいは中所得者の負担を軽減するという意味でよろしいかと思います。

以上でございます。

○議長(斉藤 重君) これをもって討論を終了します。

これより議案第9号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手多数)

○議長(斉藤 重君) 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。